

東京都北区地域防災計画（素案）のパブリックコメント実施結果

1. パブリックコメント 実施概要

- (1)意見募集期間：令和5年12月11日（月）から令和6年1月16日（火）まで
- (2)周知方法：北区ニュース、北区公式HP、
[計画説明会] 防災センター、北とびあ、赤羽会館 各1回
- (3)閲覧場所：防災・危機管理課、北区防災センター、区政資料室、
各地域振興室、各区立図書館
- (4)意見提出者数：20名（内訳）HP意見提出フォーム17名、紙3名
- (5)意見総数：145件

2. 提出されたご意見の要旨と区の考え方

No	意見要旨	区の考え方
震災対策編		
1	滝野川第二小学校がいつとき集合場所として指定されているが、所在地である滝野川6丁目は火災危険度ランク4のエリアの整備地域であり、学校への経路に火災の危険度が高い。 したがって、いつとき集合場所として、より安全な滝野川7丁目の谷端小学校、北谷端公園、可能なら南谷端公園などを利用できるようにすべきと考える。	いつとき集合場所の指定及び変更は、各自主防災組織からのご要望に基づき、警察署及び消防署と協議した上で行ってまいります。いただいたご意見については、該当する自主防災組織にお伝えしてまいります。
2	震-298にて、「一時集合場所」と「いつとき集合場所」が混在しているため、統一すべきである。	「いつとき集合場所」に文言を統一いたします。
3	東京都消防庁『家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック』では「家具をL型金具などで壁に直接ネジ固定する方法が最も効果が高い」等と記載されているが、賃貸住宅においては、原状回復義務により、実質的にネジによる固定ができない。国土交通省に対して「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」の改定を働きかけていただきたい。	いただいたご意見につきましては、国土交通省へ情報提供するとともに、他自治体の運用を調査研究してまいります。
4	港区では、区民向け住宅について、「家具転倒防止を目的に、ねじ止め器具で壁等に穴を開けた場合の原状回復義務を免除」している。北区でも同等の扱いとしていただきたい。	
5	震-45にて、東京都防災の発行が「平成27(2015)年9月東京都発行」と記載されているが、2023年9月発行の最新版を活用すべきと考える。	「令和5(2023)年9月 東京都発行」に文言を修正いたします。
6	避難行動要支援者名簿について、「平常時、登録者の所在の確認や見守りなどに活用する」との記載があるが、実際にはどのような方法で行っているか。また、名簿を保管する立場の者が交代するとき、活用の方法について適切に引継ぎされているのか。	避難行動要支援者名簿は、「避難行動要支援者名簿 活用の手引き」に基づいて利用しています。本手引きは、名簿の担当者の変更があったとき、名簿とともに引き継ぎをお願いしています。 なお、平常時の活用例としては、地域の防災訓練への参加呼びかけ、顔の見える関係性づくり等が考えられます。
7	「災害時の名簿」を発災時効果的に活用するためには具体的な手順が必要だが、どのように準備しているか。	
8	避難行動要支援者名簿について、名簿登録者は、転入・転出・死亡・新規登録希望などによって頻繁な書き換えが必要と思われるが、どのような間隔で書き換え作業をしているか。また、具体的な方法は。	避難行動要支援者名簿は、毎月、システムにて対象者情報の更新を実施し、発災時に最新の名簿で避難支援が行えるよう体制を整えています。また、自主防災組織等に、毎年一回、年間の更新を反映した名簿をお配りしています。

9	「第2章 区民と地域の防災力向上」「1. 区民への啓発」の部分に、「歩きタバコやタバコのポイ捨ての危険性について周知」といった趣旨の項目を追記すべきである。	区は、東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例（平成20年6月東京都北区条例第30号）第7条により、歩きタバコやタバコのポイ捨てを禁止しています。当該行為の禁止及び当該行為の危険性については、引き続き、関係機関と連携して周知啓発を行ってまいります。 なお、条例違反行為を伴わないタバコの使用に起因する火災の予防を目的とした広報は、住宅防火の一環として、震-47の東京消防庁の広報内容に記載しています。
10	赤羽一番街商店街周辺は、条例違反の歩きタバコ、ポイ捨てが横行しており、たびたびポヤ騒動も起きている。解決すべき課題の1つとして、この課題を計画中に具体的に記載すべきである。	
11	火災の原因でもっとも多いのが「タバコ」であることを計画中に明記すべきである。	
12	赤羽小学校の周りには敷地のすぐ横に灰皿が設置され（区もそれを容認している）など、路上喫煙が多く、膨大な量の吸殻がポイ捨てされていることも少なくない。そこで、近隣の小中学生を対象に防災教育の一環として、（受動喫煙が生じないよう配慮した上で）これらの行為を実際に見学させ、反面教師として指導を行うべきである。	いただいたご意見については、関係機関へ共有するとともに、今後の防災対策の参考とさせていただきます。
13	赤羽スポーツの森公園・赤羽自然観察公園は、園内禁煙であるにもかかわらず園内で喫煙・ポイ捨てが横行している。指定管理者が怠慢を続けている限り、防災公園としては機能し得ない。	
14	十条のまちづくり協議会のやり方は問題がある。	
15	道路整備を前提とした開発では、道路整備終了後に本体建設を始める様に指導すべきである。	
16	現在の十条駅西口脇の臨時通路は、利用者数に比べ狭すぎて危険である。	
17	「公開空地等のみどりづくり指針」に基づき、既存も含め、公開空地の質の向上を求める。	
18	大規模開発工事では、工事囲いや足場も十分な耐震性・耐火性を義務付けるべきである。	
19	開発工事中の臨時通路等でも、通行者数に見合った幅が確保される様な工事計画にすべきである。	
20	工期が長期（1年以上）に渡る建設工事では、工事用の塀も建築基準法の埒外とすべきでない。	
21	北区内の商店街は、狭い路地に老朽化した飲食店が密集し、路上喫煙、ポイ捨てが多発しているという状況であり、商店街自身に火災のリスクが高い。そこでp102の「出火、延焼等の防止」の項目などに、商店街自身に火災リスク高いという課題があることを明記し、それを改善するための方法を明記すべきである。 また、p60等に、「商店街自身が、商店街で火災を発生させないための取組をすることが必要」といった趣旨の記載をするべき。さらに、p18「減災目標の達成指標」に、「路上灰皿、ポイ捨てゼロ」といった趣旨の目標を追記すべきである。	

22	国が求める災害時の代替庁舎や官公庁の電気設備を地下に置かない等の防災策を実施すべきである。	区有施設等の整備にあたっては、引き続き、関係法令に準拠するとともに、ガイドライン等における安全基準等の遵守に努めてまいります。
23	危険な崖地に十条小学校校舎を新設するのは問題がある。地区内の都営住宅除去跡地等もっと安全な場所に移転すべきである。	
24	国交省 防災機能を備えた公園の設計や管理に関する指針に準拠した公園整備を。	
25	区の「J&L」や都税事務所が入る予定の十条再開発ビルは、国のガイドラインに反し電気設備を地階に設置する。公共施設用だけでも浸水の可能性のない階に設置する様、見直しを働きかけるべきである。	
26	シミュレーションによる安全性の高い避難道路の抽出・公開をしてほしい。	
27	ハワイであった山火事に端を発する市街地大火事から分かる様に、道路を拡し、棟間距離をとっても延焼は防ぎきれない。各建物の不燃化耐火化が重要である。	区では、地域の実情を踏まえ、建築物の不燃化に対する助成事業として、「不燃化特区」「都市防災不燃化促進事業」等を行っています。 また、建物の耐震化支援策として、区内全域を対象とした事業と道路沿道に特化した事業を、併せて行っています。 今後も、木造住宅密集地域の解消や、建築物の不燃化・耐震化の促進に取り組んでまいります。
28	関東大震災では、隅田川を越える飛び火があったという。まちの「皮」の不燃化、延焼遮断帯以上に「アン」の部分の不燃化・耐震化に力を入れるべきである。	
29	道路沿道だけでなく、小規模空地周囲建物の不燃化、耐震化を求める。	
30	建物倒壊が出火原因となることに加え、消火にしろ、避難にしろ、人が無事で動ける事が前提であり、建物の耐震化を最優先することが望まれる。	
31	低中階層ビル・狭隘地域における広範囲な消火救助が可能な「スカイアームΣ」等、地域の状況に適した消防車・消防力整備の働きかけを。	
32	高層建物でも火気使用に制限がある様に、密集地での耐火・準耐火以外の建物での飲食店、そうざい店等火をよく使う店舗の出店禁止又は火気使用制限等を求める。	いただいたご意見については、関係機関へ共有するとともに、今後の防災対策の参考とさせていただきます。
33	「だれひとり取り残さない (SDGs)」ためには、防災策を考えるに当り、今現在住んでいる人に心労、犠牲を強いない、転居を強制しない事を大前提とすべきである。	
34	学校等公共施設塀、鉄道柵沿いや踏切を越える送水管の設置を求める。	
35	密集地中心まで送水できるスーパーポンパーの導入を求める。	
36	中小規模公園にウォーターウォール等の設置を求める。	
37	街路灯が停電時でも消えない様バッテリーによるバックアップが望ましい。	
38	幹線道路沿道の建物は、倒壊しても道路を塞がない高さに制限すべきである。	
39	ポータブルのレントゲン、エコーを装備した医科歯科のチームの結成支援、助成等を求める。	

40	江東区などの様に防災ラジオや防災グッズのカタログギフト等の毎年全戸配布を。	区では、主要な防災用品を割引価格で購入できる「防災用品あっせん事業」や不燃化特区内の木造住宅を対象とした「感震ブレーカー無償配布事業」を行っております。いただいたご意見は、今後、区民の皆様への周知啓発を検討する上で、参考とさせていただきます。
41	パブリックコメントの意見で、防災会議で検討していない事や、違った角度から検討が必要なものは、改めて会議を開き、検討すべきである。	東京都北区地域防災計画は、パブリックコメントの実施結果を踏まえ、令和6年3月に開催を予定している防災会議での議決をもって決定します。このため、パブリックコメントでお寄せいただいた意見等の中に、本計画を議決するために検討が必要な事項があれば、当該会議の場で検討を行います。
42	避難所とその運営は、国も推奨するスフィア基準に則ったものにすべきである。	いただいたご意見のとおり、避難所運営等におけるスフィア基準の重要性は認識しておりますが、まずは、国や東京都が示す基準を前提に、災害対策に努めてまいります。
43	密集地域の学校等公共施設や消防団資材倉庫に、消防車の口径にあったホースの配備を求める。	いただいたご意見につきましては、消火活動を担う消防署等に共有いたします。
44	防災深井戸の整備を求める。	区内には、区所有の深井戸が13か所、災害時使用協定を締結している民間等所有の深井戸が2か所あります。引き続き、災害時にも各深井戸が適切に使用できるよう、整備してまいります。
45	計画で示す諸施策を、SDGsの各項目を用いてチェック点検し、SDGsに反するものがない様にすべきである。	国や東京都が示す災害対応方針に適合する範囲で、持続可能な開発目標を尊重してまいります。
46	惨事便乗のジェントリフィケーション、防災ウォッシュとならない様、最新の配慮をはらうべきである。	
47	米国農務省が開発・公開している数理モデルによる都市樹木の経済的価値を数値する「i-tree」にある防災の項を使い、都市樹木の価値を評価し認めるべきである。	
48	神戸では、震災経験から水の重要性を痛感した住民の要望で16m道路整備にあたり、「せせらぎ」を設けた。	
49	グリーンインフラによる防災の評価、推進を求める。	
50	木密地域での灯油、ボンベ式プロパンガス使用の禁止をして、出火率の低減を。	いただいたご意見については、今後の防災対策の参考とさせていただきます。
51	区立中学校にFM放送局機械を配備し、普段は生徒のクラブ活動として、災害時にはコミュニティFMとして運用してはどうか。	
52	町田市が地元企業と共同で開発した「消えないまちだ君」や「Wi-Fi街だ君」を北区も導入あるいは区内企業と共同開発してはどうか。	
53	日常時は、小型消防車なら道幅が4mあれば進入できるが、その分、消防活動範囲が50m以内、50m以上は消防活動困難区域とする特殊事情を幅6m以上の道路に対しても適用して、50m以上を消防活動困難区域とする曲解をし、フェイク情報を流布するのはやめるべきである。	

54	延焼シミュレーションによる延焼経路となりやすい脆弱箇所の割り出し、複数のピンポイント集中対策の各効果の定量的評価と選択を求める。	震災時における建物の焼失棟数の想定は、東京都が提供する「東京都被害想定マップ」のウェブページ上でご確認いただけます。多くの被害が見込まれる地域に対しては、街路設置消火器の配備や感震ブレーカーの設置を促すとともに、東京都と連携し、不燃化等の対策を進めてまいります。
55	街路樹による延焼防止、飛び火防止のため、街路樹増、樹冠の最大化、その効果を高めるための計画的剪定を求める。	街路樹の維持管理にあたっては、国土交通省 関東地方整備局が作成している「街路樹管理マニュアル」に準拠し、各植樹目的を達成できるよう取り組んでおります。
56	飛び火火災防止に重要な屋根の耐震・耐化に助成を。	区は、木造の民間住宅の耐震改修工事費用を助成する事業等を実施しております。
57	避難所に、聴覚障害者向けの物品として、大きめのコミュニケーションボードと簡単な手話会話表と懐中電灯を加えてほしい。	各避難所には、コミュニケーションボードやLEDライト等を備蓄しておりますが、いただいたご意見や訓練等でのご意見なども踏まえ、引き続き、備蓄等の充実に努めてまいります。
58	避難所の生活が長く続き、生活のことや体のことが不安になり専門家に相談するときは、手話通訳を派遣してほしい。	東京手話通訳等派遣センター等と連携し、必要な支援を行えるよう努めてまいります。
59	避難所の生活が長引き、生活不安、健康不安などで専門家に相談する時は手話通訳が必要であるため、相談体制に手話通訳の利用ができることを加えてほしい。	
60	避難するときや避難所で、情報はすべて文字や図、絵にしてほしい。	避難所では、いつでも情報を確認できるように、重要な情報を情報掲示板などに掲示することとしています。 なお、避難所初動期に必要な基本的な掲示物については、あらかじめ区で振り仮名やピクトグラム等を含んだものを用意し、避難所開設キット内に備えています。
61	太陽光発電パネルについて、建物倒壊等で断線がブレーカー前で発生し、パネルから電力が供給され続いた場合や、停電で、その建物で使い切れない発電が続いた場合の安全性・出火危険性の調査を。	太陽光発電設備を含め、発電設備が損傷した場合は、漏電により火災が生じる恐れがあるため、事例等について調査研究してまいります。
62	震-P300に記載されている要配慮者の定義に「アレルギー疾患を有する者」を加えてほしい。	区は、アレルギー疾患を有する方を要配慮者の一類型と考えております。 アレルギー疾患を有する方への具体的な配慮として、区は、各避難所に備蓄している食品品を、クラッカーとパンを除いてすべて28品目不使用のものとしているほか、乳幼児用の粉ミルクについては、アレルギー対応のもの・アレルギー未対応のもの2種類を導入しています。 また、アレルギー対応に係る避難所運営の留意事項として、震-P338に、物資供給にあたって食品アレルギー物質の有無の確認すること等を規定しています。 ご要望いただいた点については、従来からアレルギー疾患を有する方を「等」に含む取扱いとしていることから、例示列举への追加はいたしません。引き続き、災害時におけるアレルギー疾患への配慮について、周知啓発を図ってまいります。
63	ペット帯同で避難できる避難所があるか。小型犬、中型犬以上に分けて避難所を設けて欲しい。ペットは家族との位置づけで施策を立案いただきたい。	区は、原則として、各区立小中学校の避難所でペットの同行避難を認めています。条件等の詳細につきましては、区ホームページでご案内しております。

64	<p>(生活用水の確保について) 能登の災害で生活用水不足が問題になっているが、防災マップの井戸は使用可能な状態か。 確保できる量も少量化と思いますのでWOTAなど衛生対応だけでも可能なインフラを公共施設や学校、公民館など住民数に応じて配備、アナウンスして欲しい。</p>	<p>区が所有する各災害用給水所については、毎月1回以上専門業者による点検を行い、災害時に使用できるように備えています。また、区民の方等が所有する民間協力井戸については、故障等が発生した場合は、所有者に代わって区が修理を行うことで、良好な状態を維持しています。 なお、生活用水など水の確保につきましては、給水拠点及び学校プールなどの活用による供給を想定しております。</p>
65	<p>各公園等にマンホールトイレ、ベンチかまどなど住民で対応するためのインフラを拡充してほしい。</p>	<p>各公園等の新設・改修にあたっては、地域の皆様のご要望等を踏まえながら、各防災設備の整備を行っており、引き続き、整備に努めてまいります。</p>
66	<p>地区防災計画に関する基本的な仕組みや作成方法の周知を。</p>	<p>地区防災計画については、改定後の本計画を踏まえ、区内19地区を対象に、順次、作成支援を行っていくことを検討しております。</p>
67	<p>東京都北区市民活動推進機構で2021年度から開始した「地域災害おたすけ隊（災害ボランティア登録制度）」を明記して頂きたい。</p>	<p>本計画は、区等が行う防災対策の基本方針を定めるものであるため、区等が直接実施しているものを除き、個別のボランティア制度の記載はしていません。 なお、各制度につきましては、防災に関する広報の機会等を捉えながら、周知啓発に努めてまいります。</p>
68	<p>「地域災害おたすけ隊」の登録者の訓練や研修などスキルアップの機会提供についても記載して頂きたい。</p>	<p>なお、各制度につきましては、防災に関する広報の機会等を捉えながら、周知啓発に努めてまいります。</p>
69	<p>鉄道の早期復旧のため、担当を鉄道事業者のみにせず、「北区土木部、まちづくり部」を追加し、「区の対応」として鉄道事業者に対する早期復旧の支援や調整を行う旨を記載して頂きたい。</p>	<p>区と各鉄道事業者は、互いに連携して災害対策を進めておりますが、鉄道施設の扱いには専門技術を要するため、現行の役割分担としています。いただいたご意見については、今後の防災対策の参考とさせていただきます。</p>
70	<p>震-P384には「なお、災害の種別や被災状況、復旧・復興状況等を考慮し、必要に応じて設置場所を随時変更することとする。」とボランティア活動拠点の場所の留保が記載されているが、震-P180にはないため、記載が必要ではないか。</p>	<p>ボランティアの活動拠点に係る災害に応じた設置場所の変更判断は、災害発生後に行う対応であるため、応急対策にのみ記載し、予防対策には記載しない取扱いとしています。</p>
71	<p>震-P312で車中泊を原則禁止と記載しているが、都震災対策条例で禁止されているのは「震災時の車避難」のみであるから、以下のような車利用は認めるべきはでないか。</p> <p>A. 震災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅敷地内での車中泊 <p>エコノミークラス症候群等健康問題の問題が記載されているが、自動車メーカーも車中泊兼非常用電源となるようなEVの開発など、車中泊できる車両開発に力を入れている。健康問題は車中泊に限らず、避難所生活でも発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路交通規制が解除され遠隔避難が可能になった後の、車での遠隔避難と遠方での車中泊 <p>B. 風水害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警戒レベル3以前の段階（風雨が強くなる前）での車での遠隔避難と遠方での車中泊 ・徒歩移動が困難な方の車での避難所送迎 ・車の非浸水地域（高台・垂直駐車場）への一時移動 ・要配慮者のやむを得ない車利用 	<p>区では、東京都地域防災計画に準じて、原則として、車中泊を認めないこととしています。 ただし、例示いただいたように、「車両が宿泊を前提としたものであり、かつ、自宅敷地内から移動を要しない」等の例外的な事情がある場合は、この原則に当てはまらないものとして、個別に案内をしております。 なお、本項目は震災対策を対象としたものであり、風水害対策には直接適用されないため、ご注意ください。</p>

72	<p>帰宅困難者が一時滞在施設ではなく、避難所に来てしまうことも考えられる。避難所での帰宅困難者の一時滞在に関する指針を示して頂きたい。また、一時滞在施設の場所を明確にしてほしい。</p>	<p>一時滞在施設は、常に公表している施設のほか、災害時の被害状況を踏まえ、受入れが可能な場合のみ公表する施設があります。災害時、区内で開設している一時滞在施設は、各駅等で帰宅困難者へ直接案内を行うほか、各SNS等で分かりやすい発信に努めてまいります。</p>
73	<p>いつとき集合場所、避難場所、避難所が変更になった時の周知は、防災地図のほか、どのようにされているのか。</p>	<p>いつとき集合場所の指定改廃は、対象となる町会自治会から区へ要望があった場合にのみ実施しています。</p> <p>避難場所の指定改廃は、東京都より公示され、区では、この公示があったときは、区ホームページで最新の状況をお知らせしています。</p> <p>避難所の指定改廃は、区が公示しており、その際は、区ホームページ等で周知するとともに、事前に対象地域の町会自治会等へ説明に伺い、周知をお願いしています。</p>
74	<p>福祉避難所[介護型][個別型]の早期開放と、個別避難計画に基づく柔軟な対応をお願いしたい。また、個別避難計画については、風水害編だけでなく、震災編も同時作成をお願いしたい。</p>	<p>各施設の運営事業者と連携し、早期の福祉避難所開設に努めてまいります。いただいたご意見については、今後の個別避難計画作成の際の参考とさせていただきます。</p>
75	<p>福祉避難所の場所を、資料編p50～53とp92で公開したことは非常に意義があり評価したい。今後、区民へのわかりやすい周知をお願いしたい。</p>	<p>福祉避難所の意義や目的等を区民の皆様へ周知してまいります。</p>
76	<p>防災アプリの導入をお願いしたい。</p>	<p>防災アプリは、現在、導入に向けた検討を行っています。また、ドローンの活用については、有識者等の意見を伺いながら、調査研究を行っています。</p> <p>いただいたご意見については、引き続き、他自治体の動向を注視するなど、調査・研究してまいります。</p>
77	<p>ドローンの活用も検討いただきたい。</p>	
78	<p>福祉避難所へ太陽光発電や蓄電のシステムを導入してほしい。</p>	<p>福祉避難所に備えるべき設備については、いただいたご意見を含め、他自治体の整備状況なども参考に検討してまいります。</p>
79	<p>ボランティアは、瓦礫の撤去や家の片付けに限定せずに、どんな依頼でも災害に関係があれば受け入れていただきたい。</p>	<p>ボランティアの受入れにあたっては、滞り場所の確保や出入の記録など、適切な管理が必要となります。災害が発生したときは、被災状況を踏まえ、受入れ可能な範囲を確認しながら、最大限協力を求めてまいります。</p>
80	<p>要配慮者が自宅避難または遠距離の縁故避難（避難所外避難）は困難と思われるため、都立の特別支援学校、障害者総合スポーツセンターなど東京都の施設も福祉避難所として活用することを計画に入れてほしい。</p> <p>更に、近隣のホテルなども高齢者・障害者等の一般避難所で過ごすことの困難な人たちのための避難所として使えるよう、予め契約しておくことを望む。</p>	<p>区内にある都立特別支援学校等とは、既に福祉避難所の開設に関する協定を締結しています。引き続き、民間事業者等との協定による避難所の確保について、取り組んでまいります。</p>
81	<p>避難所開設・運営にあたっては、地域の自主防災組織と区の担当者が協力して行うのであれば、開設訓練は担当者のみでなく地域の人達を含めて行ってほしい。</p>	<p>風水害時の避難場所の開設は区職員が行いますが、震災時の避難所の開設は区と地域の皆様が連携して行います。</p> <p>このため、毎年、各地区別に、町会自治会の方々が中心となって、避難所開設訓練等を実施しております。</p>

82	避難所では、家族ごとにテントがありその中に段ボールベッドを設置することが望ましい。	避難所の詳細な運営等については、発災後に各避難所で組織する避難所運営委員会で検討することとしております。なお、区では、傷病者等用として、アルミ製の簡易ベッドとテントを5つずつ備蓄しているほか、段ボールベッド等については、協定等に基づき、発災後に調達することとしています。
83	ラップポンの更なる備蓄と共に、車いすのまま入れるテントの中にトイレを設置すること、手すりを導入することを推進してほしい。	また、車椅子のまま入ることの出来るマンホールトイレは、既に導入しております。 今後も、備蓄物資の充実に努めてまいります。
84	高齢者・障害者・特に聴覚障害者にとっては目からの情報のみなので、避難所における情報発信手段として、貼紙を活用してほしい。また、避難所に行った時の手順や受付表の内容・書き方など、障害者当事者も含め地域で学習ができる体制を作って欲しい。その中に障害者の特性などを知る学習も入れてほしい。誰一人取り残されないようにするために、今まで以上に災害についての周知に力を入れる必要がある。そのためには今後は女性だけではなく障害者当事者も会議に参加し必要なもの・配慮について意見交換ができる機会をもつ必要がある。また、避難の場合は薬やオムツ、飲料や食べ物など個人で必要な物資は持参するなど、災害についての周知対策も考えてほしい。	避難所では、いつでも情報を確認できるよう、重要な情報を情報掲示板などに掲示することとしています。また、避難所初動期に必要な基本的な掲示物については、あらかじめ区で振り仮名やピクトグラム等を含んだものを用意し、避難所開設キット内に備えています。
85	手話サークルで、パブリックコメントを募集していると聞くまで、防災計画を立て直していると知らず、これでは防災意識の高い人からしか意見が集まらないと考える。意識の低い人が災害時にどう行動するか良く調べて対策して欲しい。また、暑いときには夏の対策、台風シーズンには水害など、その時々を実感できる部分の防災計画をサークルに来て話して欲しい。ボランティアの中に手話通訳の派遣も考えてほしい。避難所の情報は、文字以外に図や絵で表して欲しい。	このような情報は、地域の避難所開設訓練や、区が講師を派遣する防災セミナー事業等で発信しておりますので、ご参加・ご利用をご検討ください。 また、障害のある方の会議参加など、いただいた意見については、今後の防災会議委員選考等の際に参考とさせていただきます。
86	防災無線以外にも、多様な情報伝達手段を提供すべきである。	区民の皆様へ迅速かつ的確に情報発信を行うことを目的に、総合防災システムを導入するとともに、区ホームページ、メールマガジン、SNSなどを活用した情報発信を行ってまいります。
87	自助・共助や民間で開設した避難所へも公助の支援物資が届く様、システムを構築と考える。	在宅避難者等の避難所外避難者に対しては、最寄りの避難所を通じて、食料等の物資の提供を行ってまいります。
88	自宅等自助避難者への必要になった都度の物資配送を求める。	
89	浸水が想定される場所に新区庁舎を移転して大丈夫なのか。	大規模水害を心配するご意見があることと、それが大事な意見であることは認識しております。建設予定地に係るご指摘の課題に対策を講じながら、引き続き、新庁舎建設事業に取り組んでまいります。

90	避難所の音環境にも配慮が必要。「ライブ」な反響の強い所では疲れてしまう人も多い。工夫で「デッド」に。	
91	以前、日本でも五島列島を対象に、国際郵便番号を利用したドローン配送を行っているという話を聞いた。災害時の物資輸送に使えないか。	いただいたご意見については、今後の防災対策の参考とさせていただきます。
92	国際認証「セーフコミュニティ」の取得を。	
93	これまでの北区地域防災計画策定時に行われたパブリックコメントで、区の考え方・見解が「研究する」「検討する」といったものだったものは、どんな結論を出したか、示すべきである。10年も前のものもまだ結論を出さないのは、不作為である。	
94	国や都の災害想定に基づいた対策だけでなく、その想定を超えた災害には、どう対処するかも計画に盛り込むべきである。	本計画は、国や東京都が示す被害想定を前提とした上で、あらゆる自然災害に対処することを目的として策定しています。想定以上の災害については、国や都の動向を踏まえ、対応に努めてまいります。
95	行政文書にも誤りがある。国、都、区の資料を使うときでも、ファクトチェックをして、EBPMにもとづき計画を立案すべきである。	本計画の改定にあたっては、記載が適切なものとなるよう細心の注意を払ってまいります。
96	福祉避難所に家族も一緒に避難できるのか。	福祉避難所への同行は、介助者1名を原則としつつ、他の福祉避難所の開設状況、避難者数、要配慮者の状態に応じて対応してまいります。
97	旧富士見中学校校舎等を帝京大学に売却するにあたっての住民説明会で、災害時には、帝京病院等が北区民を優先的に受け入れるということがあった。改めて近隣住民に周知するとともに、本計画にも盛り込むべきである。	区と学校法人帝京大学は、災害時の医療支援のほか、避難所としての施設提供や平時の防災講座の実施等を行うことを規定した包括的な協定を締結しています。協定の内容は多岐にわたるため、災害時における内容・役割の概要のみ、震-32以降に記載しております。参考としてご覧ください。
98	能登半島地震で確定した事実に対処できる対策も改めて審議会で検討し、追加すべきである。	能登半島地震に係る災害対応は、現在も進行中であるため、引き続き調査・情報収集を行っており、ご意見のとおり、必要に応じて、計画への反映を検討してまいります。
99	関東大震災では、銀座のレンガ街も焼けた。一方、住民が消火活動を行える状況にあり、行われたところでは、燃え広がらなかった。	いただいたご意見のとおり、関東大震災において、住民等による初期消火が効果的であったことは認識しております。引き続き、初期消火対策として、地域の訓練支援を始め、街路設置消火器の拡充等、地域の消火能力の向上に努めてまいります。
100	2次、3次避難所の想定準備を求める。	二次避難所等の確保については、国や東京都の方針を踏まえながら、協定を締結している他自治体等との協議を進めてまいります。
101	デジタル化の推進は必要だが、一方で、電源の喪失時やデジタル情報の入手が困難な方への対応として、紙媒体による情報提供を求めます。	災害時の情報発信は、SNSやメールマガジン等のデジタルツールのみではなく、防災行政無線や職員による呼びかけ、紙媒体など、あらゆる手段を活用して行なってまいります。
102	避難情報については、視覚に訴える情報提供への工夫をさらに強めるよう求める。	避難情報の発信にあたっては、引き続き、SNSやメールマガジン等の視覚的に受け取れる情報媒体の活用を図ってまいります。

103	<p>震-P306 第1(2)ア中「避難所の運営は、地域住民が中心となっていくこと」を「避難所の運営は、【避難してきた】地域住民が中心となっていくこと」に変更をお願いしたい。</p> <p>避難所の運営を被災した自分たちが行うということを知ってる人は少なく、地方自治体の職員等が運営するものだと思っている。</p>	<p>避難所の運営は、避難所へ避難された方のみではなく、在宅避難をされている方等を含めたすべての地域住民の方にご協力をいただきたい事項であるため、このような記載としております。</p> <p>また、運営方法については、各種訓練や説明会など、あらゆる機会を捉えて、普及啓発を図ってまいります。</p>
104	<p>災害対応のデジタル化は急務だが、高齢化率の高い北区においてはデジタル化について行けない高齢者が存在する。いかにフォローしていくのか。</p>	<p>区では、高齢者の方向けのスマホ教室など、防災に限らず、学びを支援する様々な取組を行っております。</p> <p>こうした取組みと連携しながら、防災に関するデジタル化の普及啓発に努めてまいります。</p>
105	<p>年に1回の防災訓練はマンネリ化していると言わざるを得ない。震災の際の避難所開設訓練はやるが多過ぎて訳がわからないし、災害時マニュアル通りに出来る自信はない。対象が町会自治会の役員が主で一般の住民が取り残されている感もある。訓練のやり方等工夫が必要。</p>	<p>近年の避難所開設訓練は、感染症対策のため参加者を限定して実施していましたが、今後は、より多くの方がご参加できるよう、地域のご意見等を踏まえながら、内容等を検討してまいります。</p>
106	<p>達成指標に都の指標を採用しているが、粒度が荒い。中間目標と達成状態の具体化を行うことが必要である。</p>	<p>対策別の目標や取組方針等は非常に多岐に渡るため、今回の改定では、中間目標等とはせず、具体的な内容をそれぞれの章・項目に記載することとしています。</p>
107	<p>普及啓発の達成度合を、定期的なアンケート実施により明らかにしてほしい。</p>	<p>アンケート調査につきましては、区が行う区民意識・意向調査に防災に関する項目を加えるなど、実施方法の検討をしております。</p>
108	<p>新たな災害情報システム導入とあるが、導入ありきとならないようお願いしたい。</p> <p>区役所・関係組織・住民すべてが恩恵を受けられること、活用の手順を明確化すること、住民の情報受信用としてスマホと連携し利用出来ることを達成してほしい。</p>	<p>新たに導入する災害情報システムの活用を促進するため、災害時における区内部の実務マニュアルの更新を検討しています。</p> <p>また、システムと連携した区民の方向けの防災アプリは、現在、検討を進めています。</p>
109	<p>聴覚障害者や外国人のためにタブレットが準備されるという話だが、コミュニケーションボードなどと併用をお願いしたい。</p> <p>また、タブレットで通信して遠隔手話通訳を利用するのもよいですが、いまはQRコードを読み込んでタブレットだけではなく自前のスマホなどで遠隔手話通訳が利用できるサービスもあるので、通信環境があればどこでも誰でも使えるようにしておくという方法も検討してほしい。</p>	<p>聴覚障害者をお持ちの方や外国人の方に対するタブレット端末を用いたサービスは、既存のコミュニケーションボードと併用した活用を想定しております。</p> <p>ご紹介のあったサービスの活用につきましては、他自治体等の動向などを調査・研究してまいります。</p>
110	<p>聴覚障害者は情報を得るのが耳の聞こえる人よりも難しい特性がある。防災教育・防災訓練の充実の項目に避難訓練、講習会、講演会で手話通訳など言語サポートを受けられるように明記してほしい。</p>	<p>障害のある方への合理的配慮は、区政における基本事項であるため、平時の取組に個別の明記はしておりませんが、これまで、講習会等へのご参加の連絡をいただいたときは、手話通訳者による言語サポートを行っております。</p> <p>引き続き、北区ニュース等で防災に関する講習会や講演会等を周知するときは、手話通訳等の利用に係る案内を付記してまいります。</p>
111	<p>防災計画の概要動画など、日本語が分からない方など向けがなかったことが残念。高齢者なども内容の説明が速く理解しにくい。今後、多言語や手話でのバージョンも用意してほしい。</p>	<p>本動画は、外国語字幕の生成機能や再生速度の変更機能を備えておりますので、ご活用ください。いただいたご意見については、今後の防災対策の参考とさせていただきます。</p>

112	<p>障害者は一方的に庇護される者との視点で、障害者対策がされているように思う。障害者にも意思があり、障害の種類により望む支援も違う。各当事者や各当事者団体の話を聞き、計画に入れてほしい。防災会議に障害者団体の代表者を1名でよいので入れてほしい。</p>	<p>本計画は、行政等の防災対策について規定することを主な目的としているため、各項目は、具体的な「公助」のあり方を中心に記載されています。災害時においては、「自分の生命は自らが守る」という自助の考え方が前提となりますので、そのような誤解を招かないよう、適切に周知啓発を図ってまいります。いただいたご意見については、今後、防災会議委員選考の際に参考とさせていただきます。</p>
113	<p>避難所運営される地域の方々に、障害者の対応を学ぶ場を提供してほしい。避難所運営訓練などに盛り込んでほしい。</p>	<p>区で開催している避難所開設訓練において、地域の皆様のご意見を伺いながら、障害者対応を含めた訓練内容の検討を行ってまいります。</p>
風水害対策編		
114	<p>内水氾濫のハザードマップでは、高台地域も浸水が予測されていることを考慮に入れた、低地地域からの避難計画にする必要がある。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の防災対策の参考とさせていただきます。</p>
115	<p>風水害の場合は、水没がわかっていながら車を移動せずに避難すると、膨大な水没自動車が生じてしまい、その処理が大問題になる。被災者として財産を失うだけでなく、自治体にとっても復興の足かせとなり良いことはない。車避難抑制のためには、車の高台・垂直駐車スペースの確保を進めて頂きたい。</p>	<p>風水害時は、遠方への移動が可能な方は、出来る限り区内に留まらず、他県等へ避難していただくことをお願いしています。車をご利用いただける場合は、可能な範囲で、遠方への避難にご協力ください。</p>
116	<p>「荒川の氾濫を想定した高台水害対応避難場所」は「北区立小中学校等」とされているが、区内の高台まで遠い地域もある。足立区新田の高規格堤防（豊島隣接）や、板橋区の台地（浮間近隣）も位置づけて頂きたい。</p>	<p>「東京都北区 大規模水害時を想定した避難行動の基本方針」に基づき、まずは区内施設の活用を基本としながら、協定先自治体への受け入れ依頼も行うなど避難場所の確保を進めてまいります。</p>
117	<p>垂直避難施設は、協定の締結できた施設をハザードマップ上で公開すべきである。</p>	<p>垂直避難施設は、避難における最終手段であることから、平時から活用を検討するハザードマップ等への掲載については、慎重に検討してまいります。</p>
118	<p>「コミュニティタイムライン作成支援を推進」とされているが、作成段階から消防団やボランティア等も参加させるべきである。 また、作成されたコミュニティタイムラインは風水害の地区防災計画そのものであるため、震災編p60にある、地区防災計画として位置付けて頂きたい。</p>	<p>コミュニティタイムライン作成段階からの消防団やボランティアの参加にあたっては、現在も、各町会・自治会の意見を踏まえ、地区ごとに調整し設定しております。 なお、コミュニティタイムラインは、あくまで地域が行うべき防災行動を時系列的に整理したものになります。作成したコミュニティタイムラインについては、今後地域が「地区防災計画」を作成する際にその一部になるものとして位置付けられます。</p>
119	<p>除雪本部の設置や動員態勢の判断基準は、その根拠となる降雪予報が大変難しいことから、総合的に判断して頂きたい。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の防災対策の参考とさせていただきます。</p>
120	<p>減災目標の設定の中で区民自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全になる取組、自助力を高めようとしているが、そのための啓発活動を官民合同で積極的に推進することを望む。</p>	
121	<p>災害時避難行動要支援者の個別避難計画については、必要度の高い人ものから順次作成しているとのことだが、当事者の思いに寄り添いつつ、近隣の住民の協力も得ながら、実効性のあるものを作成してほしい。</p>	<p>現在作成している大規模水害時の個別避難計画は、対象者のご自宅に訪問し、ヒアリングを行い、意向を確認しながら作成しています。実効性のある計画となるよう努めてまいります。</p>

122	<p>警報や予報は、気象庁・国交省が発表するため、北区の詳細な警報や予報ではない。比較的精度の高い情報は、観測（実況）情報である。河川水位情報の他、レーダー雨量やアメダス降水量分布なども見て初動の参考にして頂きたい。</p>	
123	<p>降雪だけは公式情報にこだわることなく、これらの様々なネット情報を読んで総合的に判断するようにして頂きたい。</p>	<p>避難場所の開設等水害対応の判断基準については、防災気象情報の他、河川水位情報や降雨予測、区で委託している気象コンサルタントを活用して行っています。引き続き、複数の手段を用いた総合的な判断が行えるよう努めてまいります。</p>
124	<p>ネット情報等で降雪の可能性が出てきた場合は、降雨の時と同様にレーダー雨量も合わせて参考にし、降水量も勘案した上で対応して頂きたい。</p>	
125	<p>広域避難先は増やしていく必要があり、本計画に記載のある下記2点については緊急かつ重点的に推進して頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「区長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請」をできる協定先を増やす。 ・「他県に近接する地域等では、受入れの調整があった他県の避難場所等へ避難させる」ため、北区と都が連携して埼玉県への避難場所への誘導を促す。 	<p>更なる施設の確保や運用に向け、東京都や関係自治体と協力してまいります。</p>
126	<p>震災対策編の引用のみとなっているが、水害の災害廃棄物は震災と違い、水害特有の処理問題を伴う。水害の災害廃棄物処理については別途明記が必要であり、具体的な方策は災害廃棄物処理計画の策定が必要である。</p>	<p>現在の北区災害廃棄物処理計画は、地震災害を対象としており、風水害を踏まえた見直しが課題であると認識しております。いただきましたご意見につきましては、関係機関とも共有してまいります。</p>
127	<p>北区大規模水害避難行動支援計画には、「次回の北区地域防災計画を改定時に、大規模水害における復旧・復興期の要支援者支援についての基本的な方針等を検討する」とあるが、本計画では震災対策編の引用のみとなっている。以下のような基本的な方針を含めて頂きたい。</p> <p>A. まちづくりと連携した事前復興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒川氾濫時に大きな浸水深が想定されている地域では、敷地の盛土（水塚）や、1階を生活空間ではなく倉庫等のスペースとする。 ・洪水ハザードマップで浸水の想定される地域には、半地下構造の倉庫車庫等を造らない。 <p>区民や事業者に設置を薦めている、雨水浸透施設や止水版などの周知や補助制度を充実させる。</p> <p>B. 浸水住宅の復旧における専門家やボランティアとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害等で床上・床下浸水が発生した場合の復旧方法全般を普及啓発する必要がある。 ・浸水した住宅の復旧方法は、建築系や技術系災害ボランティア等の資料が詳しいため、北区としてもこれらを勉強し、要支援者や支援者にも正しい方法の普及を図る。 ・無理して自身で作業せず、建築専門業者や技術系災害ボランティアに相談することも検討するように呼びかける。 	<p>今回の計画改定において、大規模水害避難行動支援計画に関する記載を行ったところです。今後、復旧・復興に関する具体的な区の対策につきましては、検討してまいります。</p>
128	<p>平成5年以降の水害履歴が記載されているが、本計画を改定する2024年は荒川放水路通水100周年でもあり、これを機に100年分の履歴は網羅して頂きたい。</p>	<p>過去の水害を風化させないために履歴を記載することが理想であると考えておりますが、100年分の文量をすべて本計画に記載することは困難であるため、平成5年以降の履歴のみ記載しております。いただいたご意見を参考に、今後、区ホームページ等への掲載を検討してまいります。</p>

129	北区内の高台にある公立私立高校、大学の施設等を、避難場所として確保してほしい。	ご意見いただいたとおり、引き続き、避難場所の確保に努めてまいります。 また、広域避難先へ早期の避難を開始できるよう、都及び避難先と協議を重ねてまいります。
130	当町会のアンケート（22年7月実施）では「親戚・知人宅」へ避難できる人はいない。避難場所を大規模に増加してほしい。	
131	事前に他区市町村と連携し、この風水害時に提供してくれる避難場所を明らかにしてくれるように交渉するべきである。	
132	東京都が協定している広域避難先も「高齢者等避難」時に開設されるか。各自治体によって発令時刻が異なるか。	
133	「高齢者等避難」発令時に各町会・自治会の集合同所等に大型バスを運行し、一人暮らしや足腰の悪い高齢者を優先する形で避難場所へ送ることをしてほしい。	大型バス等を使用した避難については、今後実施訓練等を通して実用化を検討してまいります。
134	介護度の高い方に「福祉避難所」を開設し、公表したこと、個別の避難計画を作成する点は良いと思う。 今後は、個別の避難計画を出来るだけ早く作成してほしい。	引き続き、個別避難計画の作成については、早期完成に向けて取り組んでまいります。
135	マンションや高層住宅に居住している人たちの多くは、避難せず、避難できず垂直避難せざる負えない人たちがいる。マンションや高層住宅（都営アパート）の垂直避難での対策が必要である。	荒川氾濫時、J R 路線以北は、2週間以上水が引かない地域がほとんどです。上下水道や電気などのライフラインも断絶し、救助も難しいため、非常に危険な状態が予想されます。高台の安全な地域への避難にご協力いただけるよう、区として広報に努めてまいります。
136	大規模水害時の避難場所にそれぞれ最低でも3000人規模の避難者が押し寄せる。大規模水害時の避難場所に十分な備蓄品を用意できる体制をしっかりと作ってほしい。	ご意見いただいたとおり、引き続き、備蓄及び受援体制の強化を図ってまいります。 また、水害は、地震と異なり、事前に避難を開始できることから、出来る限り、避難者の皆様に食糧等の持ち込みをお願いしております。区の備蓄には限りがあることから、必要な物資をご用意いただけるよう、広報に努めてまいります。
137	風水害が発生しない対策を進めてほしい。地球温暖化を押さえる取り組みはもちろん、国による調整池の整備等についても区の行政として出来ることをお願いしたい。	近年の気候変動に伴う台風の大型化などにより、これまで以上に水害リスクが高まっていることから、区としても、国、東京都などの関係団体と協力して環境対策に取り組んでいくとともに、ハード面の整備に対しても協力してまいります。
138	水害の場合の自主避難所の開設は台風が来る前に行っていただきたい。	水害時の避難場所の開設は、引き続き、風雨が本格化する前に行うよう努めてまいります。いただいたご意見については、今後の対応の参考とさせていただきます。
139	風水害対策について 荒川氾濫が予想される場合、早期に避難所を立ち上げる。特に、福祉避難所に避難することが想定される人たちにとっては、移動手段が問題となる。手だてをあらかじめ決めておくことが必要。それを個別避難計画の中にきちんと位置付けておくことを求める。	

140	<p>高台水害対応避難場所に整備される「(仮称) 桐ヶ丘区民センター」を、高台避難場所に位置付けることを求める。また、地域防災拠点としての役割を發揮できるよう、以下意見を述べる。</p> <p>①ふれあい館に入浴施設を整備すること。「北区ゼロカーボンシティ」対応として、太陽光発電などの自然エネルギーを活用すること。</p> <p>②住民が自ら炊き出し出来る仕様の、大きな台所を整備すること。</p> <p>③駐車場スペース、隣接する商業施設の駐車場も含め、仮設トイレを整備すること。</p> <p>④防災備蓄倉庫の充実とともに、水の確保のため雨水利用などの整備をすること。</p> <p>⑤建物の耐震性を強化し、コミュニティ拠点とともに防災拠点にふさわしい施設とすること。</p>	<p>「(仮) 桐ヶ丘区民センター」につきましては、防災対策やBCP対応なども含めまして、幅広い世代が気軽に利用できる機能等、地域の拠点となり、住民の皆様が集いにぎわう魅力ある区民センターを整備してまいります。ご意見として承ります。</p> <p>また、高台水害対応避難場所としての利用については、最終的な施設の設備状況及び運用想定を踏まえ、検討してまいります。</p>
141	<p>荒川氾濫時の避難について、高台避難所に逃げろは高齢者には無理。2週間以上持ちこたえられる備蓄をすれば低地部分に避難所を増設することも可能では。</p>	<p>浸水想定区域内での避難場所の開設につきましては、避難者が孤立してしまう懸念から、開設の想定はありません。</p>
142	<p>風-3ページに「有事の際には相互に協力し、」とあるが、有事関連法制が定める武力攻撃事態等と混同を招きかねないため、「災害の際は相互に協力し、」とするほうが望ましい。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり対応いたします。</p>
143	<p>風-8ページ中「基礎地盤漏水の土質等からみて」は、「基礎地盤の土質等からみて」の誤りではないか。</p>	<p>①風-3ページ 「有事の際には」→「災害発生の際には」に修正</p> <p>②風-8ページ 「基礎地盤漏水」→「基礎地盤」に修正</p>
144	<p>風-10ページに「岩淵 小名木川出張所」とあるが、「岩淵出張所 小名木川出張所」が望ましい。</p>	<p>③風-10ページ 「岩淵 小名木川出張所」→「岩淵出張所 小名木川出張所」に修正</p>
145	<p>風-12ページに「水防法第2条3項」とあるが、「水防法第2条第3項」が望ましい。</p>	<p>④風-12ページ 「水防法第2条3項」→「水防法第2条第3項」に修正</p>